

令和5年 No.12

○東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

附属図書館の利用者として、本学の附属学校の児童及び生徒に係る規定を追加すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月9日 学術情報会議 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規則第3号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：附属図書館の利用者として、本学の附属学校の児童及び生徒に係る規定を追加すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）<u>第7条</u>の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (利用者) 第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（本学において研究活動に従事する研究員等を含む。以下同じ。） (2) 本学の学生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生を含む。以下同じ。） (3) 本学の元職員 (4) 本学の卒業生 (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定める学校のうち、大学及び高等専門学校を除く学校に所属する教員（以下「現職教員」という。） (6) 本学と公開講座に関する協定を締結する高等学校に在学し、本学が開講する授業を受講する生徒 <u>(7) 本学の附属学校の児童及び生徒</u> <u>(8) その他本学が所蔵する図書及びその他の資料の利用を希望する学外者</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年3月10日から施行する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）<u>第6条</u>の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (利用者) 第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（本学において研究活動に従事する研究員等を含む。以下同じ。） (2) 本学の学生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生を含む。以下同じ。） (3) 本学の元職員 (4) 本学の卒業生 (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定める学校のうち、大学及び高等専門学校を除く学校に所属する教員（以下「現職教員」という。） (6) 本学と公開講座に関する協定を締結する高等学校に在学し、本学が開講する授業を受講する生徒 <u>(7) その他本学が所蔵する図書及びその他の資料の利用を希望する学外者</u> 〔省略〕